

ブロック番号

クラブ番号

クラブ名

会員名簿

番号	役職名	氏名	性別	生年月日	年齢	住所	
						(役員のみ電話番号)	
1			男女	M・T・S・H .		丁目	番 号
						()	—
2			男女	M・T・S・H .		丁目	番 号
						()	—
3			男女	M・T・S・H .		丁目	番 号
						()	—
4			男女	M・T・S・H .		丁目	番 号
						()	—
5			男女	M・T・S・H .		丁目	番 号
						()	—
6			男女	M・T・S・H .		丁目	番 号
						()	—
7			男女	M・T・S・H .		丁目	番 号
						()	—
8			男女	M・T・S・H .		丁目	番 号
						()	—
9			男女	M・T・S・H .		丁目	番 号
						()	—
10			男女	M・T・S・H .		丁目	番 号
						()	—
11			男女	M・T・S・H .		丁目	番 号
						()	—
12			男女	M・T・S・H .		丁目	番 号
						()	—
13			男女	M・T・S・H .		丁目	番 号
						()	—
14			男女	M・T・S・H .		丁目	番 号
						()	—
15			男女	M・T・S・H .		丁目	番 号
						()	—

(例)

(別紙)

高齢者クラブ所在地・区域の略図

1. 所在地 豊島区 丁目 番 号

2. 区域 丁目 ・ 丁目

3. 事務所所在地 豊島区 丁目 番 号

4. 会場の名称 名称：

及び所在地 所在地：

5. 区域略図

※事務所・会場については略図に印をつけること。(地図の添付可)



(例)

会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は _____ と称する。

(構成)

第2条 本会は第6条に掲げる会員をもって構成する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、 _____ におく。

(目的)

第4条 本会は、会員相互の親睦をはかり、「健康・友愛・奉仕」を基本に「生活を豊かにする楽しい活動」「地域を豊かにする社会活動」に取り組み、健康で生きがいのある生活の実現と、高齢者の保健福祉の健全な発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第5条 本会は、第4条に掲げる目的を達成するために次の活動を行う。

- ① 高齢期をともに生きる仲間づくり活動
- ② 心と身体健康づくり活動
- ③ 相互に支え合う友愛活動
- ④ 地域社会に貢献する奉仕・ボランティア活動
- ⑤ 全ての実践の基礎となる学習活動
- ⑥ その他目的を達成するために必要な活動

第2章 会員

(会員の要件)

第6条 1 会員は、本会の目的・活動に賛同する _____ 付近に居住する60歳以上の者とする。ただし、60歳未満の者の入会を妨げない。
2 会員は、次により区分する。
① 正会員 (②を除く者)
② 賛助会員 (豊島区外の者、他のクラブの正会員となっている者)
3 会員は、第23条に基づき会費を納入するものとする。

(加入)

第7条 本会へ加入を希望する者は、本会会長へ届け出るものとする。

(休会・退会)

第8条 休会または退会を希望する者は、本会会長へ届け出るものとする。

第3章 役員

(役員構成・定数)

第9条 本会に次の役員をおく。

- ① 会長 一名
- ② 副会長 一名
- ③ 会計 一名
- ④ 監査 一名
- ⑤ 総務 一名

(役員の選任方法)
第 10 条

役員は総会において選任する。

(役員の職務)
第 11 条

会長は、本会を代表し、会務を統括する。
副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。
会計は、本会の会計を処理する。
監査は、本会の会計の監査をし、その結果を総会で報告する。
総務は、本会の業務を処理する。

(役員の任期・補充)
第 12 条

役員は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

補欠によって就任した役員は、前任者の残任期間とする。
役員は任期満了後であっても、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

第 4 章 会議

(会議の種類)
第 13 条

本会の会議は次のとおりとする。

- ① 総会
- ② 役員会

(会議の種類)
第 14 条

総会は、全会員をもって構成する。
役員会は、会長・副会長・会計・監査・総務をもって構成する。

(会議の権能)
第 15 条

- 1 総会は次の事項について決定する。
 - ① 年度活動計画に関する事項
 - ② 年度予算及び決算に関する事項
 - ③ 会則の変更に関する事項
 - ④ 諸規定の制定及び改廃に関する事項
 - ⑤ その他会長が付議した事項
- 2 役員会は、業務遂行上必要な事項についてけ
つてし、本会の運営にあたる。

(会議の開催)
第 16 条

総会は、毎年__回開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

役員会は、必要に応じて臨時に開催する。

(会議の招集)

第 17 条

会議の招集は、会長が行う。

会長は会員の相当数から、会議に付議すべき事項を示して総会の開催を請求された場合は、その請求があった日から 15 日以内に招集しなければならない。

(会議の議長)

第 18 条

総会の議長は、その総会に出席した会員の中からこれを選出する。

役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(会議の議決)

第 19 条

会議の議事は、出席の賛成多数で決する。

(総会の議事録)

第 20 条

会議の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 開催の日時及び場所
- ② 会員数及び出席会員数
- ③ 議事の内容及び結果

第 5 章 部会

(部会の設置)

第 21 条

1 本会の活動を円滑に進めるため、必要に応じて部会を設置する。

2 部会に関わる規定は別に定める。

会計

(経費の構成)

第 22 条

本会の活動に関わる経費は、会費・助成金・寄附金・その他収入でこれに充てる。

(会費)

第 23 条

本会の会費は、正会員、賛助会員ともに年額_____円とし毎年年度当初にこれを納入する。

(会計年度)

第 24 条

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

第 6 章 帳簿

(帳簿の整備)

第 25 条

1 本会に次の帳簿を整備する。

- ① 会則綴り
- ② 会員名簿
- ③ 活動計画書及び記録簿
- ④ 予算書・決算書及び会計簿
- ⑤ 経費支出及び財産にかかわる証拠証券
(請求書・領収書・預金通帳・備品台帳等)
- ⑥ その他必要な帳簿

2 第 1 項に掲げるもののうち、①及び②は常

備し、その他は当該年度終了後 5 年間保管する。

第 7 章 会則の変更及び解散
(会則の変更)

第 26 条 会則を変更しようとするときは、総会の議決を得なければならない。

(解散及び残余財産の処分)

第 27 条 本会を解散しようとするときは、総会において議決を経ることとし、区の主管課に届け出なければならない。本会が解散した場合の残余財産は総会の議決を経、老人保健福祉の向上に資する活動を行う団体・機関に寄付するものとする。

第 8 章 補填
(施行細則)

第 28 条 この会則の施行について必要な細則は、総会の承認を経て会長が定める。

第 9 章 附則
(施行・沿革)

第 29 条 この会則は、____年____月____日より施行する。